

入 札 概 要 書

案件名 : Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務

入札日 : 令和7年7月31日(木)

令和7年7月18日(金)

徳島県 企画総務部 情報政策課 行政DX推進室

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 一式

(2) 調達をする特定役務の特質等

別添のGmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 業務委託期間

①開発業務 令和7年8月1日 から 令和7年9月30日 まで

②運用保守業務 令和7年10月1日 から 令和12年7月31日 まで

(4) 納入場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 企画総務部 情報政策課 行政DX推進室

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、①から⑧までに掲げる事項のすべてに該当することとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると認められた者。
- ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- ④ 本件入札に係る入札概要書及び仕様書(以下「入札概要書等」という。)の交付を受けた者であること。
- ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ⑦ ISMS認証を取得していること。
- ⑧ Google社が認定するGoogle Workspace又はGoogle Cloudに関する資格を保有している者を雇用しており、配置できること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課

において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して令和7年7月28日(月)正午までに、徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企画総務部管財課 調度担当へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

3 担当する課の名称及び所在地

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 企画総務部 情報政策課 行政DX推進室 プラットフォーム担当
電話:088-621-3263 FAX:088-621-2836
電子メール:gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp

4 入札概要書等の交付について

(1) 期間

令和7年7月18日(金) から 令和7年7月28日(月) 正午まで

(2) 方法

徳島県ホームページより無料で配布する。

5 入札参加の申込み

(1) 本件入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書を県の指定する様式により、(2)の①に掲げる受領期限までに、(2)の③に掲げる提出場所へ提出しなければならない。一般競争入札参加確認申請書の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた一般競争入札参加確認申請書を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から一般競争入札参加確認申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 受領期限等

① 受領期限

令和7年7月28日(月) 正午まで

② 受領時間(持参の場合)

土曜日、日曜日及び休日等を除く日の午前9時30分から午後6時15分まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

③ 提出場所

3に同じ

④ 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、受領期限までに必着のこと。)

(3) 申請書類については、徳島県の審査を経て入札参加資格を確認し、その結果は、令和7年7月30日(水)までに電子メールにより通知する。

6 問合せ等について

- (1) 仕様等に関する問合せについては、県が指定する質問書の様式を使用して行うこと。
- (2) 受領期限等
- ① 受領期限
令和7年7月24日(木) 正午まで
 - ② 受領時間(持参の場合)
土曜日、日曜日及び休日等を除く日の午前9時30分から午後6時15分まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)
 - ③ 提出場所
3に同じ
 - ④ 提出方法
FAX(088-621-2836)、電子メール(gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp) 又は持参による(電話による問合せは不可)。
- (3) 問合せに対する回答は、随時徳島県ホームページに掲載する。

7 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
- ① 日時
令和7年7月31日(木) 午前11時
 - ② 場所
徳島市万代町1丁目1番地 万代庁舎9階906会議室
 - ③ 入札書の提出方法
持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、(2)の①に掲げる受領期限までに必着のこと。)
- (2) 郵送による場合の入札書・再入札書の受領期限及び宛先等
- ① 受領期限
令和7年7月30日(水) 17時まで
 - ② 宛先
3に同じ
 - ③ 提出方法
封筒の表面に「Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 入札書在中」と朱書きで明記すること。なお、再度入札を行う場合は同日直ちに行うため、再度入札への参加を希望する場合は、入札書とは別の封筒に厳封された再入札書を入れ、Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 再入札書在中」と朱書きで明記すること。
- (3) 入札の方法等
- ① 「開発業務委託料」及び「運用保守業務委託料」の金額により行う。
 - ② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「開発業務委託料」及び「運用保守業務委託料」を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札業務」は、業務名を明確に記載すること。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(4) 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

② 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務入札書在中」又は「Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務再入札書在中」と朱書きで明記されておらず、入札書又は再入札書であることが確認できなかった入札

③ 記名のない入札

④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

- ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの
- ウ 「入札業務」で業務名の記載のないものまたは記載を誤ったもの
- エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

- ⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 開札

この入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもとで行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(6) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、「開発業務委託料」及び「運用保守業務委託料」がそれぞれに係る予定価格の制限の範囲内であり、かつ、その総額について最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

3に同じ

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

9 その他

(1) 入札に参加する者は必ず次のものを持参すること。

- ① 代理人による入札の場合は委任状
- ② 顔写真入りの身分証明書

(2) 本件特定調達契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の次年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

(3) 入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

委託契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、Gmail 誤送信防止 Chrome 拡張機能開発及び運用保守業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託業務の内容及び実施要領）

第2条 委託業務の内容及び実施要領は、Gmail 誤送信防止 Chrome 拡張機能開発及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによるものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（委託料）

第3条 開発業務委託料は、金***, ***, ***円とする。

（うち消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額
金**, ***, ***円）

運用保守業務委託料は、金***, ***, ***円とする。

（うち消費税の額金**, ***, ***円）

2 前項の消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。

（委託期間）

第4条 開発業務委託期間は、令和7年8月1日から令和7年9月30日までとする。

運用保守業務委託期間は、令和7年10月1日から令和12年7月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わすことができ

ない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承認を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を文書で甲に提出しなければならない。

(契約の内容変更)

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第10条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 委託料は各会計年度毎の支払いとし、その委託料の各会計年度毎の支払額は、別表に記載のとおりとする。
- 4 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する状態に改善しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が改善に応じる期間は、委託業務完了後1年間とする。

(調査等)

第13条 甲は、必要があるときは、委託業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事故の報告)

第14条 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（目的外の使用禁止）

第15条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

（資料の保管）

第16条 乙は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

（契約の解除等）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 前項の場合において、第10条及び第11条の規定を準用する。

5 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（長期継続契約における契約の解除）

第18条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（損害賠償）

第19条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を

与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記
1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第22条 乙は、本業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記
2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所
を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが
協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の
上、各自その1通を保有するものとする。

ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙両者が電子署名を行った上、
各自その電磁的記録を保管する。

令和7年*月*日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙 * * * * *

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第 10 条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

別表

■開発業務委託料

支払対象期間	支払金額
令和7年度分	金***,***,***円

■運用保守業務委託料

支払対象期間	支払金額
令和7年度分	金***,***円（6か月）
令和8年度分	金***,***円（12か月）
令和9年度分	金***,***円（12か月）
令和10年度分	金***,***円（12か月）
令和11年度分	金***,***円（12か月）
令和12年度分	金***,***円（4か月）

Gmail 誤送信防止 Chrome 拡張機能開発及び運用保守業務 仕様書

1. 件名

Gmail 誤送信防止 Chrome 拡張機能開発及び運用保守業務

2. 資格要件

1. プロジェクトには、Google 社が認定する Google Workspace 又は Google Cloud に関する資格を保有している者が参加していること。
2. ISMS 認証を取得していること。

3. 業務期間

3.1. 開発業務

業務対象期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

3.2. 運用保守業務

業務対象期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日までとする。

4. 開発要件

本業務で開発する Chrome 拡張機能は、以下の要件を満たすものとする。

4.1. 機能要件

1. 送信前ポップアップ（警告ポップアップ）表示

- a. Gmail のメール作成画面（新規、返信、転送を含む）で「送信」ボタン押下時、宛先（To）又は CC 欄に、後述する「内部ドメイン」以外のメールアドレス（以下、「外部アドレス」という。）が合わせて 2 つ以上含まれている場合に、警告ポップアップを表示すること。
- b. 警告ポップアップには、次の内容を表示すること。
宛先(To、Cc、Bcc)、件名、 添付ファイル名(ファイルサイズ)
- c. 次の条件に当てはまる場合、警告ポップアップにその旨を表示すること。
 - ・ 件名及び本文に、設定値で指定した警告ワードが含まれている場合
 - ・ 宛先に外部ドメインが含まれる場合
- d. 警告ポップアップ上に「BCC に変換して送信」ボタンを設置すること。このボタンを押下すると、To / CC 欄に含まれる全ての外部アドレスを BCC 欄に移動し、メールを送信するものとする。なお、To 欄が空になることを防ぐため、To 欄には送信者自身のメールアドレスを自動で設定すること。

- e. ポップアップ上に「そのまま送信」ボタンを設置すること。このボタンを押下した場合は、宛先の変換処理は行わず、通常のメール送信処理を継続すること。

2. 内部ドメイン設定

- a. 警告表示の対象外とする「内部ドメイン」（`pref.tokushima.lg.jp`）を、管理者が容易に設定・変更できる機能を設けること。この設定は、拡張機能のオプションページ等で管理できるものとする。

4.2. 非機能要件

1. 対象環境

- a. 本拡張機能は、Google Chromeの 最新版で正常に動作することを保証すること。

2. パフォーマンス

- a. 本拡張機能の導入によって、Gmail の操作性やブラウザ全体のパフォーマンスに遅延などの影響を与えないこと。また、CPU やメモリ等のリソースを過剰に消費しないこと。

3. セキュリティ

- a. 本拡張機能は、メールの件名、本文、添付ファイル、宛先等の情報を、開発者を含むいかなる外部サーバーにも送信しない構成とすること。

4. 導入・配布

- a. 徳島県庁内での一斉配布を想定し、組織のポリシーによる強制インストールが可能な形式（パッケージ）で納品すること。

5. 運用保守要件

契約期間中、本拡張機能が安定して稼働し続けることを保証するため、以下の運用保守業務を行うこと。

5.1. 保守内容

1. 障害対応

- a. 本拡張機能に起因する不具合や障害が発生した場合、速やかに原因を調査し、修正版プログラムを提供すること。

2. 環境変化への対応

- a. Gmail の仕様変更に伴う対応

Google による Gmail のユーザーインターフェースやHTML 構造等の仕様変更により、本拡張機能の動作に影響が生じた場合、又はその恐れがある場合に、遅滞なく調査及び改修を行い、正常動作を保証すること。

b. ブラウザのアップデート対応

Google Chrome のメジャーアップデートがリリースされた際は、速やかに動作検証を実施し、問題が確認された場合は改修版を提供すること。

3. 脆弱性対応

- a. 本拡張機能に脆弱性が発見された場合、又は依存するライブラリ等に脆弱性が確認された場合は、速やかに修正対応を行うこと。

4. 問い合わせ対応

- a. 本県の担当者からの、本拡張機能の仕様や不具合に関する問い合わせに対して、電子メール又は電話で対応すること。

6. 納品物

以下の成果物を、完成次第速やかに納品すること。

1. Chrome 拡張機能パッケージ（インストール可能な形式）

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

令和 7 年 7 月 1 8 日付け公告に係る「Gmail 誤送信防止 Chrome 拡張機能開発及び運用保守業務」の一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- 6 ISMS 認証を取得していること。
- 7 Google 社が認定する Google Workspace 又は Google Cloud に関する資格を保有している者を雇用しており、配置できること。

提出書類

- 1 会社概要等（様式－２）
- 2 ISMS 認証を取得していることを証明する書類の写し等
- 3 従事予定技術者の、Google 社が認定する Google Workspace 又は Google Cloud に関する資格の保有、及び雇用が確認できる書類の写し等

入札参加資格確認結果送付先メールアドレス：

会社概要等

1. 会社沿革

2. 本社、入札に参加する支社又は営業所等について

（1）本社

（住所）

（商号又は名称等）

（代表者の役職及び氏名等）

（電話番号）

（2）支社又は営業所等

（住所）

（商号又は名称等）

（代表者の役職及び氏名等）

（電話番号）

3. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

入 札 書

入札金額

開発業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

運用保守業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件 Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

徳 島 県 知 事 殿

入 札 書

入札金額

開発業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

運用保守業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件 Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

代 理 人 住 所

氏 名

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

徳 島 県 知 事 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する『Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名： Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

記載例

入 札 書

入札金額

¥マークを付すこと

開発業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	8	0

運用保守業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札物件

Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 一式

入札保証金

免除

入札が無効となる事例については、
入札概要書を確認すること

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和7年 7月 31日

住 所

徳島市万代町1丁目1番地
万代産業株式会社

氏 名

代表取締役 日本太郎

「住所」「会社名」「代表者役職・氏名」を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

徳 島 県 知 事 殿

宛先は徳島県知事であること

記載例

入 札 書

入札金額

¥マークを付すこと

開発業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	8	0

運用保守業務
委託料

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札物件

Gmail誤送信防止Chrome拡張機能開発及び運用保守業務 一式

入札保証金

免除

入札が無効となる事例については、
入札概要書を確認すること

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和7年 7月 31日

「住所」「会社名」「代表者役職・氏名」を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

住 所

徳島市万代町1丁目1番地
万代産業株式会社

氏 名

代表取締役 日本太郎

「代理人」「住所」「氏名」を記入

代 理 人

住 所

徳島市佐古1番町1番地

氏 名

加藤 一郎

徳 島 県 知 事 殿

宛先は徳島県知事であること

住所は代理人の自宅住所を記載

上記会社の社員の場合は、「会社住所」「会社名
(支社・支店名等)」「氏名」を記載することでも可

令和〇年〇月〇日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
万代産業株式会社
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地
氏名 加 藤 一 郎

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和〇年〇月〇日に執行する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社 住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。